

ごみに関するお知らせ

令和6年度粗大ごみ収集日程

粗大ごみは、収集日当日の朝8時30分までに、決められた場所に出してください。

長沼町

錦町、錦町農試、あかね町 しらかば、西町	5月20日 (月)	6月17日 (月)	7月22日 (月)	8月19日 (月)	9月30日 (月)
本町、栄町 中央、銀座	5月21日 (火)	6月18日 (火)	7月23日 (火)	8月20日 (火)	10月1日 (火)
東町、宮下 旭町、曙町	5月22日 (水)	6月19日 (水)	7月24日 (水)	8月21日 (水)	10月2日 (水)
北市、西長沼、南長沼、舞鶴 1区、11区、12区 加賀団体(16区)、幌内(18区) 30区の非農家世帯及び農家地区	5月24日 (金)	6月21日 (金)	7月26日 (金)	8月23日 (金)	10月4日 (金)

南幌町

6区の一部(市街地域) 7区の一部(市街地域) 14区・15区・西町	5月13日 (月)	6月10日 (月)	7月8日 (月)	8月26日 (月)	10月21日 (月)
北町・中央(旧HKハイム) 緑町・東町・美園	5月14日 (火)	6月11日 (火)	7月9日 (火)	8月27日 (火)	10月22日 (火)
三重・青葉・中樹林自治区 6区の一部(市街地域を除く) 7区の一部(市街地域を除く) 8~13区、稲穂 晩翠工業団地居住地区	5月17日 (金)	6月14日 (金)	7月12日 (金)	8月30日 (金)	10月25日 (金)

由仁町

由仁市街地区 山形・古川・下古山の非農家地区	5月27日 (月)	6月24日 (月)	7月29日 (月)	9月2日 (月)	10月7日 (月)
三川・川端市街地区 熊本の非農家地区	5月29日 (水)	6月26日 (水)	7月31日 (水)	9月4日 (水)	10月9日 (水)
農家地区(山形・古川・伏見・ 下古山・山柵・岩内・古山 熊本・西三川・本三川・中三川 東三川・川端)	5月31日 (金)	6月28日 (金)	8月2日 (金)	9月6日 (金)	10月11日 (金)

地区によっては、収集日が変更となる場合もありますので、各町で発行する広報誌などで各自ご確認ください。

家庭で不要になったパソコンを無料回収します。



南空知公衆衛生組合では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル株式会社」と協定を締結し、家庭で不要になったパソコンの宅配便による無料回収を令和3年9月1日より始めました。利用方法は以下のとおりです。

【回収手順】



- データはご自身で消去してください。(無料消去ソフトの提供などのサービスもあります。)
- 他の小型家電、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能です。
- パソコンを含むダンボール1箱分(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料になります。
- インターネットが使用できない方は、下記のお問い合わせ専用窓口へご相談ください。

<詳しくは>

リネットジャパンリサイクル株式会社のHP <https://www.renet.jp/>(「リネットジャパン」検索)を確認、もしくは、お問い合わせ専用窓口 ☎ 0570-085-800 (10時~17時) にお問い合わせください。

リチウムイオン電池の捨て方について

電気かみそりや、加熱式たばこに内蔵されているリチウムイオン電池が、ごみ収集中やごみ処理施設で発火する事故が全国で発生しています。

リチウムイオン電池は中に燃えやすい液体が入っていることもあり、発火リスクが特に高いと言われています。他のごみと混入すると危険ですので、リチウムイオン電池は

「使用済み乾電池」の袋に入れて、不燃ごみの収集日に出してください。

○電池が取り外せる場合

リチウムイオン電池は、「使用済み乾電池」の袋に入れて、本体は「不燃ごみ」で捨ててください。

○電池が取り外せない場合

電池が取り外せない製品(※)は、本体ごと「使用済み乾電池」の袋で捨ててください。

(※) 電池の取り外せない製品例

電気かみそり、加熱式たばこ、電子たばこ、電動歯ブラシ、モバイルバッテリー等



○「使用済み乾電池」の袋について

指定袋は、役場で無料配布しております。
(※下の写真のとおり)



直接搬入ができない場合

○家庭から出るごみで直接搬入ができない大型・大量ごみの場合

- ・引っ越しや片付けで家庭から大きなごみや大量のごみが出ることがあります。これらのごみを処理するときには、ごみステーション等に出さずに、当組合へ直接搬入していただくようお願いしています。
- ・直接搬入できない場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可を持った業者に依頼して処理していただくことになります。
- ・一般廃棄物収集運搬業許可業者の一覧表を掲載しましたので、ご利用ください。有料となっており、料金も業者によって異なる場合がありますので、利用を希望される場合は事前に確認してください。

収集エリア	業者名	住所	電話番号
長沼町・南幌町・由仁町	協業組合 エクセル三和	北広島市北の里471番地7	011-372-2011
長沼町・南幌町・由仁町	株式会社 エステック	南幌町栄町4丁目4番32号	011-378-2039
長沼町・南幌町・由仁町	江別清掃株式会社	江別市角山69番地27	011-383-3261
長沼町・南幌町・由仁町	株式会社 土井総業	南幌町南11線西6番地	011-380-4177
長沼町	公益社団法人 長沼町シルバー人材センター	長沼町中央南2丁目3番2号	0123-88-0017
南幌町	南幌町高齢者事業団	南幌町中央3丁目4番26号	011-378-2088
長沼町・南幌町・由仁町	株式会社 日東総業	栗山町錦3丁目34-5	0123-72-3122
長沼町・由仁町	便利屋 大地 長沼店	長沼町旭町南1丁目10-2-1	090-2050-8588
長沼町・南幌町・由仁町	便利屋 大地 南幌店	南幌町中央1丁目8番14号	011-378-3031
南幌町	便利屋 猫の手 吉田 朝雄	南幌町北町4丁目1番4号	011-378-2300
長沼町・南幌町・由仁町	北清いわみざわ株式会社	岩見沢市栗沢町由良213番7	0126-35-5228
長沼町・南幌町・由仁町	株式会社 森サービス	長沼町しらかば1丁目6番15号	0123-88-4985
由仁町	由仁町高齢者事業団	由仁町本町326番地	0123-83-2304

※50音順で掲載しています。

○事業所から出るごみの場合

- ・事業所から出るごみについては、事業系一般廃棄物・産業廃棄物問わず、事業所の責任において適正に処理しなければなりません。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条）
よって、事業系一般廃棄物をごみステーションに出すことはできません。
（「ごみの分け方・出し方」のしおりを参考）
- ・搬入方法については、当組合に直接搬入するか一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者に依頼してください。
許可を持つ業者は下記のとおりです。（料金については、各業者に問い合わせてください。）

収集エリア	業者名	住所	電話番号
長沼町・南幌町・由仁町	協業組合 エクセル三和	北広島市北の里471番地7	011-372-2011
長沼町・南幌町・由仁町	株式会社 エステック	南幌町栄町4丁目4番32号	011-378-2039
長沼町・南幌町・由仁町	江別清掃株式会社	江別市角山69番地27	011-383-3261
長沼町・南幌町・由仁町	株式会社 土井総業	南幌町南11線西6番地	011-380-4177
長沼町	公益社団法人 長沼町シルバー人材センター	長沼町中央南2丁目3番2号	0123-88-0017
南幌町	南幌町高齢者事業団	南幌町中央3丁目4番26号	011-378-2088
長沼町・由仁町	便利屋 大地 長沼店	長沼町旭町南1丁目10-2-1	090-2050-8588
長沼町・南幌町・由仁町	便利屋 大地 南幌店	南幌町中央1丁目8番14号	011-378-3031
南幌町	便利屋 猫の手 吉田 朝雄	南幌町北町4丁目1番4号	011-378-2300
長沼町・南幌町・由仁町	北清いわみざわ株式会社	岩見沢市栗沢町由良213番7	0126-35-5228
長沼町	株式会社 森サービス	長沼町しらかば1丁目6番15号	0123-88-4985

※50音順で掲載しています。

生ごみ堆肥化容器等の購入費補助のご案内

組合では、生ごみ減量化の取り組みにご協力していただける町民のみなさまを対象に、**生ごみ堆肥化容器等の購入補助**を行っています。

○助成金額

①生ごみ堆肥化容器

※容量100ℓ以上のもの。
※補助金額は、購入価格の2分の1以内の額とし、

上限 3,500円



②電動生ごみ処理機

※補助金額は、購入価格の2分の1以内の額とし、

上限 25,000円



○申請受付期間 令和6年5月1日から令和6年10月31日まで

○補助台数

※補助台数には限りがございます。早目に申請をお願いします。

①生ごみ堆肥化容器

・長沼町 15個 ・南幌町 15個
・由仁町 15個

※1世帯につき3個まで
ただし、1世帯につき1の年度に1個のみ補助対象となります。
※補助個数に達し次第締め切ります。

②電動生ごみ処理機

・長沼町 4台 ・南幌町 3台
・由仁町 3台

※1世帯につき1台まで
※補助台数に達し次第締め切ります。

○購入までの流れ

申請書が届き次第審査をします。交付通知までに1～2週間程度かかりますので、少しお待ちください。

役場へ申請書提出

→

審査・交付決定

→

お客さま容器購入

※購入についての詳しい情報は、各町広報誌（5月号）や南空知公衆衛生組合までお問合せください。

○容器等の販売店について

容器等は組合に登録している**長沼・南幌・由仁町内の販売店**での購入となります。ご注意ください。

資源回収団体への奨励金交付事業のご案内

組合では、登録されている資源回収団体への奨励金交付事業を行っています。

まだ未登録の町内会・老人会などの団体は、登録後に活動をすると奨励金が団体の活動資金となります。新たに団体を作ろうと考えているみなさんの参加と新規登録をお願いします。

○奨励金について

回収業者に引き渡した資源物の総重量に対して**1kg当たり 5円**の奨励金を交付。

『回収品目』注意：回収業者によっては回収品目が異なりますので、詳しくはご確認ください。

- ①紙 類 …………… 新聞紙・雑誌・段ボール・紙パックなど
- ②びん 類 …………… ビール瓶など
- ③金属 類 …………… アルミ缶・スチール缶など
- ④布 類 …………… 洗濯済みで、雑巾の素材のもの（綿50%以上）、針・ピン等がついていないもの